

石動信用金庫 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの 3年間

目標： 全従業員が年次有給休暇を年（4/1～翌3/31）5日以上取得するよう呼びかけ等を行い、平成33年3月31日までに計画策定前に比較し年次有給休暇の取得率を5%以上向上させることを目標とする。

<対策>

- 平成 30年 4月～ 現状の年次有給休暇の取得率、個別の取得状況を把握する。
全従業員に5日以上取得促進を行う
- 平成 30年 5月～ 取得を促進するために呼びかけを行う。
- 平成 31年 4月～ 平成30年度の取得率、個別の取得状況を確認する。
5日以上取得していない従業員には個別に促進を行う。
- 平成 32年 4月～ 平成31年度の取得率、個別の取得状況を確認する。
取得促進策を検討・実施する。

平成33年3月まで促進方法を検討しながら、全従業員に5日以上取得および取得率5%以上向上を目指す。